住所　東京都豊島区上池袋３丁目４番11号
　呂春紅　平成元年３月10日生
住所　東京都江戸川区北小岩６丁目５番１号
　周婷云　昭和59年12月５日生
住所　横浜市港北区樽町３丁目10番２号
　朴康浩　昭和43年５月18日生
　朴侑希　平成16年１月９日生
住所　横浜市神奈川区東神奈川２丁目40番地11
　朴忠和　昭和45年８月20日生
住所　川崎市幸区南加瀬２丁目17番36号
　李伽倻　昭和55年９月20日生
住所　川崎市川崎区渡田１丁目９番５―601号
　李玲奈　昭和57年６月20日生
住所　川崎市川崎区池上町７番７号
　禹慶福　昭和32年８月26日生
　崔光惠　昭和35年７月21日生
　禹亜実　平成２年10月17日生
住所　川崎市幸区小向町12番11号
　禹京太　昭和62年12月８日生
住所　横浜市西区久保町34番11号
　マリリア・ヒロミ・マツミ　昭和41年１月20日生
住所　川崎市川崎区榎町11番５―1402号
　鄭貴男　昭和57年11月５日生
住所　愛知県みよし市三好町西中島26番地
　教麗　昭和52年８月10日生
住所　千葉県市川市湊15番８―504号
　モハマド・エナムル・ハサン　昭和54年４月24日生
　モハマド・トハ・ハサン　平成23年11月２日生
　モハマド・タハシン・ハサン　平成27年６月１日生
住所　千葉県船橋市前原西８丁目27番31―310号
　アユミ・ティウォン　平成４年７月25日生
住所　静岡県掛川市久保１丁目13番３号
　アンヘル・フランシス・インファンテス・ヤルマ　昭和48年６月１日生
住所　横浜市中区錦町５番地
　周亨淑　平成３年４月22日生
住所　広島市佐伯区五日市町大字下河内60番地18
　武丹丹　昭和54年３月30日生
　劉庭毓　平成19年８月１日生
住所　大阪府高石市取石４丁目７番10―201号
　金誠梧　平成元年５月22日生
住所　大阪市西淀川区出来島１丁目６番６号
　安孔勇　昭和16年１月３日生
　金玉枝　昭和19年５月12日生
　安広美　昭和48年８月28日生
住所　大阪市東住吉区公園南矢田４丁目11番20号
　金明子　昭和35年６月16日生
住所　大阪市東住吉区公園南矢田４丁目６番２―802号
　金知幸　昭和59年４月28日生
住所　大阪市阿倍野区相生通１丁目４番17号
　金朋希　昭和60年12月19日生
住所　大阪市北区天神橋３丁目５番８号
　尹彤彤　昭和61年６月４日生
住所　大阪市天王寺区真法院町21番28号
　白英三　昭和34年11月14日生
　張其蘭　昭和34年11月25日生
　白祐樹　昭和63年６月10日生
　白祐文　平成４年12月15日生
住所　福岡市城南区梅林１丁目15番１―305号
　白玲奈　平成２年５月14日生
住所　千葉市美浜区幕張西４丁目２番１―207号
　ファビオ・キニチ・ウエムラ　昭和54年11月15日生
住所　東京都大田区池上２丁目８番１―705号
　郭涼健　昭和44年７月15日生
　郭文菜　平成28年２月16日生
住所　京都市左京区下鴨東岸本町12番地２
　張仁重　昭和33年12月26日生
　張鎮守　平成５年４月２日生
　張鎮朱　平成11年４月30日生
　張潤　平成12年11月５日生
住所　京都府城陽市寺田庭井76番地68
　崔陽一　昭和57年８月23日生
住所　東京都府中市栄町３丁目18番地11
　陳紹帥　昭和55年12月15日生
住所　大阪市住之江区南加賀屋３丁目５番16号
　槙晃範　平成３年10月13日生
　槙剛範　平成５年１月18日生
住所　京都市南区久世大藪町234番地16
　姜賢次　昭和56年８月27日生
住所　名古屋市港区木場町８番地11
　ラケル・ウチカワ・ボルサリ　平成３年８月７日生
住所　兵庫県加古川市別府町別府559番地13
　尹容泰　昭和22年４月27日生
　李吉善　昭和24年５月12日生
　尹悠子　昭和57年５月12日生

○外務省告示第三百四十二号

次に掲げる各国の政府は、昭和六十三年一月二十五日にストラスブールで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約」及び平成二十二年五月二十七日にパリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」の批准書を、それぞれ、その国名に対応する日に国名に対応する寄託者に寄託した。

ナウル共和国　平成二十八年六月二十八日
バルバドス　平成二十八年七月四日
チリ共和国　平成二十八年七月七日

よって、同条約及び同議定書は、平成二十八年十月一日にナウル共和国について、また、同年十一月一日にバルバドス及びチリ共和国について、それぞれ効力を生ずる。

（平成二十八年七月一日付け及び同年七月十三日付け欧州評議会書簡）

平成二十八年九月六日

経済協力開発機構事務総長
経済協力開発機構事務総長
経済協力開発機構事務総長

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百四十三号

トンガ王国政府は、昭和四十八年三月三日にワシントンで作成され、昭和五十四年六月二十二日にボンで作成された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第十一条3(a)の改正」によって改正された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」の加入書を、平成二十八年七月二十二日にスイス連邦政府に寄託した。よって、同条約は、その第二十二条2の規定に従い、平成二十八年十月二十日にトンガ王国について効力を生ずる。

（平成二十八年八月十五日付け在本邦スイス連邦大使館口上書）

平成二十八年九月六日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第三百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県宮崎市高岡町浦之名字六反田一八六二の一から一八六二の一三まで

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十四号

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市北川町川内名字藤ノ木山一〇〇八五の一、一〇〇八五の五、一〇〇九二の三、一〇〇九二の一六、一〇〇九二の一七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐によること。

字藤ノ木山一〇〇八五の一・一〇〇九二の一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇〇八五の五、一〇〇九二の一七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県宮崎市高岡町浦之名字六反田一八六二の一から一八六二の一三まで

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市北川町川内名字藤ノ木山一〇〇八五の一、一〇〇八五の五、一〇〇九二の三、一〇〇九二の一六、一〇〇九二の一七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐によること。

字藤ノ木山一〇〇八五の一・一〇〇九二の一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇〇八五の五、一〇〇九二の一七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）